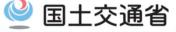
令和4年11月16日 交通政策審議会 第86回港湾分科会 資料6 参考資料

# 「気候変動等を考慮した臨海部の強靱化のあり方」の諮問の背景について

令和4年11月16日 港湾局



# 激甚化・頻発化する台風災害



○ 平成30年台風第21号、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等では、**既往最高潮位や既往最大有義波高を更新す** るなど、近年、台風被害が激甚化・頻発化している。

## 平成30年台風第21号

- ・平成30年台風第21号では、大阪港、神戸港、尼崎西宮芦屋港において、 既往最高潮位(第2室戸台風)を超える潮位を観測。
- ・高潮等により、全国14道府県で住宅損壊(全壊・半壊)被害約700戸 が発生。



高潮による浸水 (兵庫県芦屋市)









## 令和元年房総半島台風 令和元年東日本台風

- ・令和元年房総半島台風では、各地 で既往最大を上回る最大風速・ 最大瞬間風速を記録。
- ・横浜港(福浦地区)では、高波に よる浸水により483事業所が被災。



高波による護岸倒壊(神奈川県横浜市)

- ・令和元年東日本台風では、関東甲 信・東北地方の広い範囲で記録的 な降水量や最大瞬間風速を観測。
- ・東海~伊豆にかけて既往最高潮位 を観測。



高潮による浸水 (神奈川県横浜市) (出典)一般社団法人 日本損害保険協会



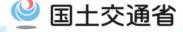
台風 支払保険金約5千億円 本台風 支払保険金約6千億円



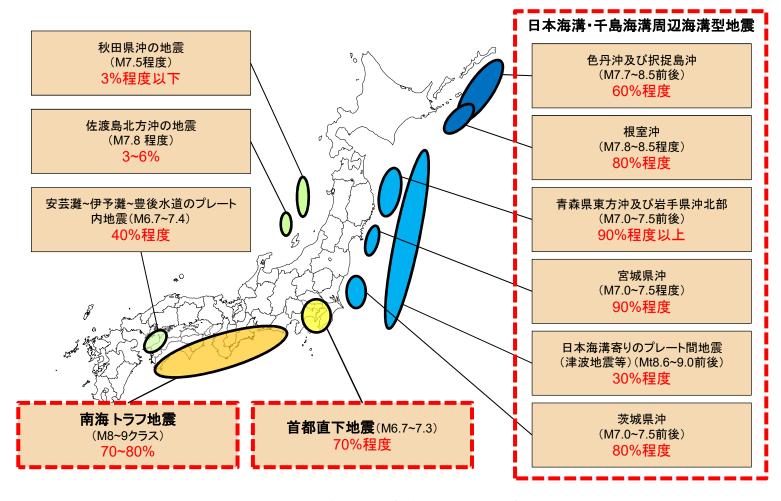




# 大規模地震・津波発生の切迫性



- 平成23年3月の東日本大震災の津波では、東北地方を中心に約18,000名以上の死者・行方不明者が発生。
- 今後30年以内に、南海トラフでM8~9クラスの大地震が発生する確率は70~80%程度、M7程度の首都直下地震が発生する 確率は70%程度と想定されるなど、大規模地震及び津波の発生の切迫性が高まっている。



(出典)地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課) 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2022年1月1日での算定)を元に海岸4省庁作成 URL: https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf

# 気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)の概要

#### 目標

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の 安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び 国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を 構築することを目指す

#### 計画期間

今後おおむね5年間

# 基本的役割

適応の率先実施 地方公共団体

・適応ビジネスの推進

適応の情報基盤の整備 ・地域の適応の推進 地域の関係者の

適応促進 事業者 国民 技術的援助

政府

地方公共団体等の

国立環境研究所

適応施策への協力

### 基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密 に連携して気候変動適応を推進

地域の実情に応じた気候変動適応を推進する

あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

(5) 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する

科学的知見に基づく気候変動適応を推進する

- 6 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- (7) 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

#### 進捗管理

PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を 定着・浸透させる観点からの指標(\*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施 (\*)分野別施策KPI(大項目)の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など

## 気候変動の影響と適応策(分野別の例)

影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入

影響 造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全

影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進

影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等

影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等



影響 様々な感染症の発生リスクの変化

影響 熱中症による死亡リスクの増加

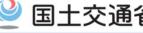
適応策 高齢者への予防情報伝達

影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進

適応策 気候変動影響に関する知見収集

#### 気候変動適応に関する基盤的施策

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及 びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分 析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施 策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適 応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び 国際協力の推進



## はじめに

(中略)

2018 年10 月にIPCC(気候変動に関する政府間パネル)により公表された「1.5℃の 地球温暖化:気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困 撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影 響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関するIPCC 特別報 告書」(1.5℃特別報告書)では、将来の世界の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えな いようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっ ている必要があると示されている。我が国においても、2050 年カーボンニュートラルと 整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを2013 年度から46%削減 することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。しかしな がら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温 上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、熱波のような極端な高温現象や大雨等の変 化は避けられないことから、現在生じており、又は将来予測される被害を回避・軽減す るため、多様な関係者の連携・協働の下、気候変動適応策に一丸となって取り組むこ とが重要である。

気候変動対策として緩和策(温室効果ガスの排出削減等対策)と適応策は車の両輪 であり、政府においては、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第 117号)及びそれに基づく地球温暖化対策計画並びに適応法及び本計画の二つの法 律・計画を礎に、気候変動対策を着実に推進していく。